

広島市告示第426号

令和7年8月29日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

記

縦覧日及び縦覧時間

広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除き毎日午前8時30分から午後5時15分まで